

答申第19号

答 申

「開示請求者の〇〇が県立〇〇病院〇〇科において、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、入院していた時の入院に係る経過記録（看護記録二号）」部分開示決定案件

第1 審査会の結論

平成26年11月28日付けで愛媛県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報開示請求

異議申立人は、平成26年11月18日、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「私の〇〇が、県立〇〇病院〇〇科に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、入院していた時の入院に係る経過記録（看護記録二号）」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、入院に係る経過記録（看護記録二号）（以下「本件公文書」という。）を開示請求に係る文書として特定し、平成26年11月28日付けで、本件開示請求に対し、条例第17条第2項第1号及び第7号の規定に該当するとし、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 非開示とした理由

条例第17条第2項第1号及び第7号該当

- (1) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- (2) 相談等に係る事務に関し、その適正遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

4 異議申立て

異議申立人は、「本件公文書の全部開示を求める。」として、平成27年1

月 26 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する反論書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 17 条第 2 項第 1 号について

本件公文書である入院に係る経過記録（看護記録二号）には、確かに開示請求者以外の個人に関する情報が記録されているが、条例の解釈及び運用基準に、「開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがないものとしては、次のようなものが考えられる。(1) 開示請求者が当該個人情報を知っていることが客観的に明らかであるもの」とある。他の書類（地域医療連携室退院支援介入用紙 2 及び診療情報提供書）又は本件公文書中の他の記載によって、〇〇の発言内容はわかっており、開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれはない。また、本件非開示部分の一部は開示請求者本人の発言である。したがって、条例第 17 条第 2 項第 1 号には該当せず、開示すべきである。

2 条例第 17 条第 2 項第 7 号について

本件非開示部分の相談等に係る事務の情報とは、県立〇〇病院地域医療連携室と〇〇との相談だと思う。連携室と〇〇とのやりとりがわかっているので、開示しても関係者間の信頼関係を損なうおそれはない。

また、条例の解釈及び運用基準に、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、また「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要がある。」とある。今後の事務に関しては、〇〇は亡くなっており、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当しない。したがって、条例第 17 条第 2 項第 7 号には該当せず、開示すべきである。

3 条例第 19 条について

条例の解釈及び運用基準に、「本条では条例第 17 条第 2 項の規定が適用され非開示となる場合であっても、なお個人の権利利益を保護するため特段の必要性があると認められる場合には、開示することができることとするものである。」とある。〇〇の生きる権利、利益を保護するため、条例第 19 条を適用して、非開示部分を開示して事実を明らかにすべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書である入院に係る経過記録（看護記録二号）は、患者の状態や患者への看護行為をはじめ、病院職員以外の患者をサポートする関係者の意見・状況等を時系列に記録した文書であり、開示請求者以外の個人に関する情報等も記録されている。

2 本件公文書の開示をしない部分及び開示をしない理由

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求者以外の個人に関する情報（発言等）が記載されており、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第17条第2項第1号に該当する。

(2) 関係者間の信頼関係等を損なうおそれがあると認められる情報

相談等に係る事務の情報が記載されており、開示することにより、関係者間の信頼関係等を損なうおそれがあり、今後の適正な事務の遂行に支障を及ぼすことが考えられることから、条例第17条第2項第7号に該当する。

第5 審査会の判断の理由

1 本件公文書について

「第4 実施機関の説明の要旨 1 本件公文書について」のとおり、本件公文書である入院に係る記録は、患者の状態や患者への看護行為をはじめ、病院職員以外の患者をサポートする関係者の意見・状況等を時系列に記録した文書であり、開示請求者以外の個人に関する情報等も記録された文書である。

2 基本的な考え方について

開示をしない部分及び開示をしない理由並びに異議申立人が異議があるとする部分は、別表1のとおりである。

当審査会では、本件公文書を見分し、本件非開示部分が条例第17条第2項第1号及び第7号並びに条例第19条に該当するかどうかの検討を行うこととした。

3 非開示部分の非開示情報該当性等について

(1) 条例第 17 条第 2 項第 1 号該当性について

条例第 17 条第 2 項第 1 号は、「開示請求者以外の者の個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

審査会が本件非開示部分を見分したところ、条例第 17 条第 2 項第 1 号を適用して非開示とされた部分は、別表 1 の 1 の非開示部分（以下「本件非開示部分 1」という。）である。本件非開示部分 1 には、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報（発言等）が記載されているので、条例第 17 条第 2 項第 1 号に該当する。

異議申立人は、他の書類（地域医療連携室退院支援介入用紙 2 及び診療情報提供書）又は本件公文書中の他の記載によって、本件非開示部分 1 の〇〇の発言内容がわかっており、開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれはなく、また、本件非開示部分 1 の一部は開示請求者本人の発言であるため、条例第 17 条第 2 項第 1 号には該当せず、開示すべきである旨主張する。

しかしながら、本件非開示部分 1 には、上記で述べたとおり、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報（発言等）が記載されており、開示請求者は他の書類又は本件公文書中の他の記載によって〇〇の発言内容がわかっていると主張するが、当該発言は開示請求者が同席しないところでなされたものと認められ、開示請求者が当該個人情報を知っていることが客観的に明らかであるものとは認められず、その内容が開示されれば、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 17 条第 2 項第 1 号に該当する。

(2) 条例第 17 条第 2 項第 7 号該当性について

条例第 17 条第 2 項第 7 号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定し、「次に掲げるおそれ」として、「ウ 評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

審査会が本件非開示部分を見分したところ、条例第 17 条第 2 項第 7 号を適用して非開示とされた部分は、別表 1 の 2 の非開示部分（以下「本件非開示部分 2」という。）である。本件非開示部分 2 には、相談等に係る事務の情報が記載されている。

異議申立人は、相談等に係る事務の情報とは県立〇〇病院地域医療連携室と〇〇との相談だと思い、連携室と〇〇とのやり取りがわかっているので、開示しても関係者間の信頼関係を損なうおそれはなく、また、今後の事務に関しては、〇〇は亡くなっており、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当しない旨主張する。

しかしながら、本件非開示部分2には、異議申立人の主張する県立〇〇病院地域医療連携室と〇〇との相談とは異なる相談等に係る事務の情報が記載されており、開示することにより、関係者間の信頼関係等を損なうおそれがあり、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすことが考えられると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められることから、条例第17条第2項第7号に該当する。

(3) 条例第19条該当性について

条例第19条は、「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。」と規定している。

本件非開示部分が条例第17条第2項第1号及び第7号に該当し非開示であることは上記で述べたとおりである。本件非開示部分の内容は、患者である〇〇の状態や〇〇への看護行為等の情報ではなく、開示請求者以外の個人に関する情報(発言等)や相談等に係る事務の情報であり、その内容から、個人の権利利益を保護するため当該保有個人情報を開示することが特に必要であるとまでいうことはできず、実施機関が条例第19条による裁量的開示を行う必要を認めなかったという判断は正当である。

4 本件処分の妥当性について

本件開示請求について、条例第17条第2項第1号及び第7号に該当するものとして部分開示とした本件処分は、以上のとおり妥当と認められることから、結論のとおり判断した。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表 1

1

番号	開示をしない部分	開示をしない理由
1	平成○年○月○日の非開示部分	条例第 17 条第 2 項第 1 号 該当
2	平成○年○月○日の非開示部分	
3	平成○年○月○日の非開示部分	
4	平成○年○月○日の 1 番目の非開示部分	
5	平成○年○月○日の 3 番目の非開示部分	
6	平成○年○月○日の 1 番目の非開示部分	
7	平成○年○月○日の 3 番目の非開示部分	
8	平成○年○月○日の 4 番目の非開示部分	

2

番号	開示をしない部分	開示をしない理由
1	平成○年○月○日の 2 番目の非開示部分	条例第 17 条第 2 項第 7 号 該当
2	平成○年○月○日の 2 番目の非開示部分	

別表 2

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 2 月 9 日	諮問
同年 2 月 13 日	公営企業管理者に理由説明書の提出を依頼
同年 2 月 25 日	公営企業管理者から理由説明書を受理
同年 3 月 2 日	異議申立人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 3 月 30 日	異議申立人から反論書を受理
同年 3 月 30 日	実施機関に反論書を送付
同年 6 月 17 日	審査会（第 1 回審議）
同年 7 月 14 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	